

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

2024 年の診療報酬改定に伴い、健康保険法に規定するオンライン資格確認により、利用者の同意を得て、診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算するものです。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下のとおりです。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費の請求を行っていること。
2. 健康保険法(第 3 条第 13 項)に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することについて、当該ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用した訪問看護等の実施。
 - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い看護の提供。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(個人情報の取り扱いについて)

関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

2025 年 3 月
公益社団法人 長野県看護協会
訪問看護ステーションしらかば
所長 坂井さとみ